

指定管理者制度について



総務省

令和6年（2024年）4月26日（金）

総務省自治行政局行政経営支援室

課長補佐 稲垣 嘉一

指定管理者制度について

☆ 目的

指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。

☆ 指定管理者制度のポイント

- ・ 民間事業者も含む「法人その他の団体」を指定
- ・ 指定管理者による施設使用許可処分も可能
- ・ 地方公共団体の広い運用裁量（複数施設の一括指定など）

☆ 「公の施設」とは

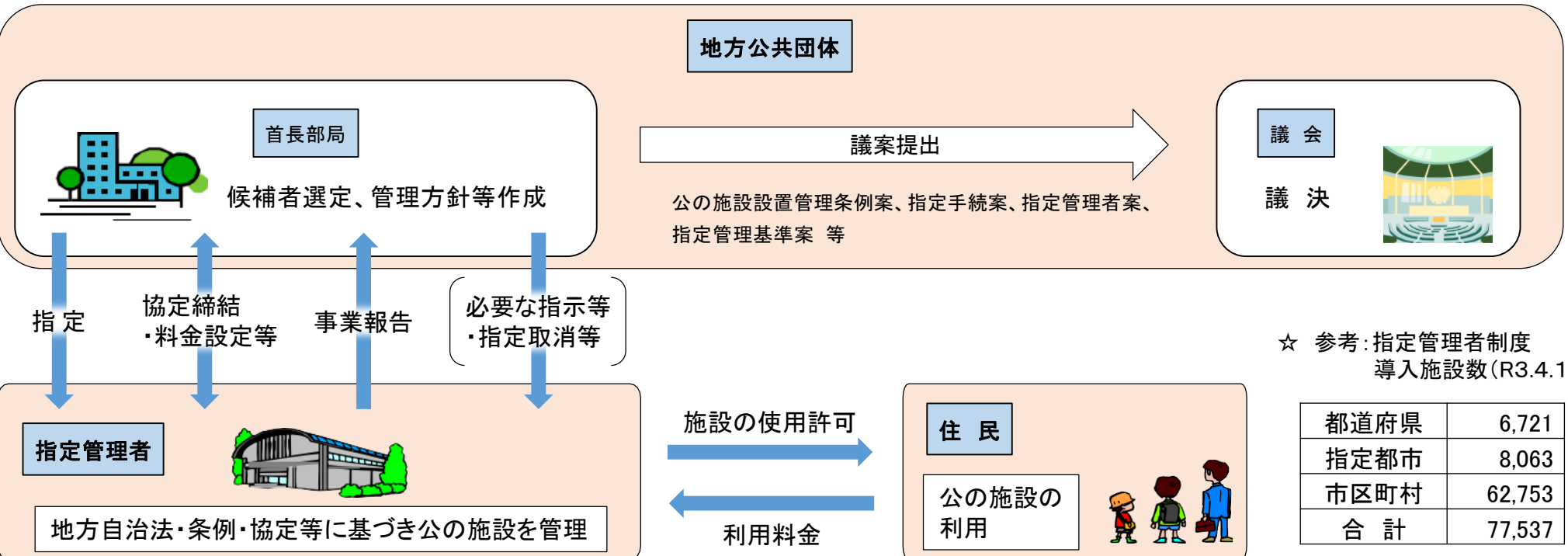
住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設

例：体育館、博物館、老人福祉施設、公立病院、都市公園など

【要件】

- ① 住民の利用に供するためのもの
- ② 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ④ 地方公共団体が設けるもの
- ⑤ 施設であること

【指定管理者制度のイメージ】



「指定管理者制度」とは

(地方自治法244条の2第3項)

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

<参考>「公の施設」とは

(地方自治法244条1項)

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

(5つの要件)

- ① 住民の利用に供するためのもの → × 試験研究機関、庁舎など
- ② 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの → × 物品陳列所など
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもつて設けるもの → × 競輪場、留置場など
- ④ 地方公共団体が設けるもの
- ⑤ 施設であること

指定管理者制度の目的、導入前の制度との違い

○平成15年の地方自治法改正により、導入

○3年の移行期間の後、平成18年9月に、直営施設を除く全ての公の施設について、指定管理者制度に移行

目的 公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放し、出資法人とイコールフットイングで参入することができるようにする。

具体的には、

- (1) 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
- (2) 施設管理における費用対効果の向上
- (3) 管理主体の選定手続きの透明化

	管理委託制度	指定管理者制度
管理運営主体	公共団体、公共的団体、出資法人に限定	法人その他の団体であれば、特段の制限なし
使用許可	委託できない (自治体だけが行える)	指定管理者ができる
管理期間	定めはない	期間を定めて指定する

指定管理者制度のポイント

民間事業者も含む「法人その他の団体」から指定

法人その他の団体で議会の議決を経て指定した者が管理代行

- ◇ 「体育館」を「フィットネスクラブ」へ
- ◇ 「図書館」を「出版書籍関連会社」へ
- ◇ 「文化センター・美術館・博物館」を「観光関連会社」へ

地方公共団体独自の制度設計が可能

地方公共団体の条例で次の事項を定め、基本的な制度を設計

- ◇ 指定管理者を選定するための「指定の手続」
- ◇ 指定管理者に行わせる「業務の範囲」
- ◇ 指定管理者の活動指針となる「管理の基準」

指定管理者による主体的な管理が可能

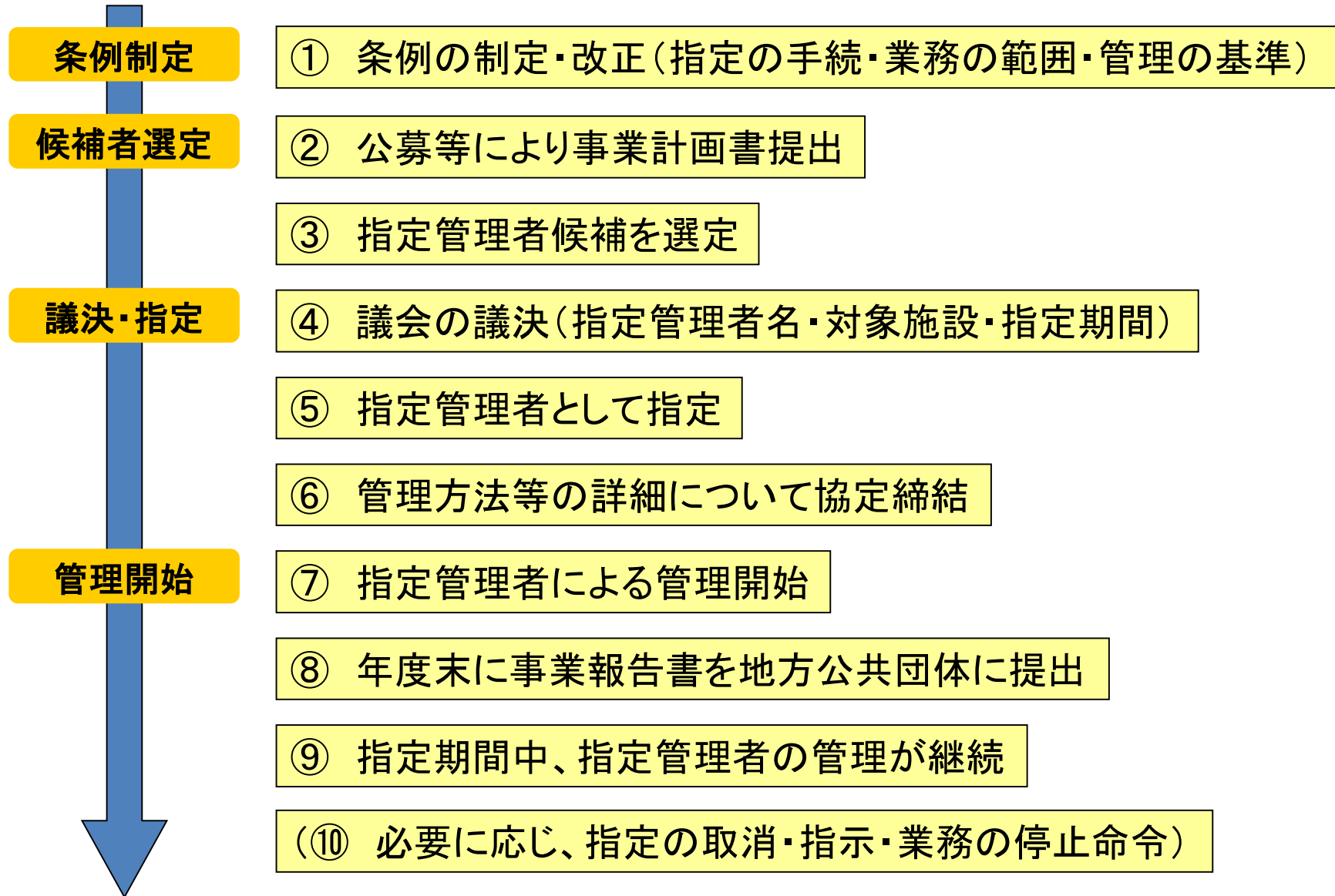
公の施設の管理運営業務を指定管理者に行わせることが可能

- ◇ 施設管理だけでなく、運営業務も指定管理者に行わせることが可能
- ◇ 指定管理者による施設の利用許可が可能
- ◇ 施設の利用料金を指定管理者の直接の収入とすることが可能

指定管理者の適正な管理の担保

- ① 住民平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が法律で指定管理者にも義務づけられている
- ② 「選定の手続」を条例によって定め、指定管理者の指定にあたっては議会の議決を経る
- ③ 「業務の範囲」「管理の基準」を条例で定める
- ④ 指定管理者は、毎事業年度終了後、事業報告書を提出
- ⑤ 地方公共団体の指示に従わないとき等は、必要に応じ、指定の取消等を行うことができる

指定管理者制度のプロセス



指定管理者制度の導入状況

(令和3年4月1日現在)

○指定管理者が導入されている施設数 77, 537施設
(都道府県6, 721、指定都市8, 063、市区町村62, 753)

○施設の種類の、

・基盤施設	27, 491施設(35.1%)
・レクリエーション・スポーツ施設	15, 479施設(19.8%)
・文教施設	15, 680施設(20.0%)
・社会福祉施設	13, 200施設(16.9%)
・産業振興施設	6, 393施設(8.2%)

○民間企業等が指定管理者の施設数 33, 708施設(約4割)

○都道府県の約6割、政令市の約7割、市区町村の約5割の施設が
公募により指定管理者を選定

出典:総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」

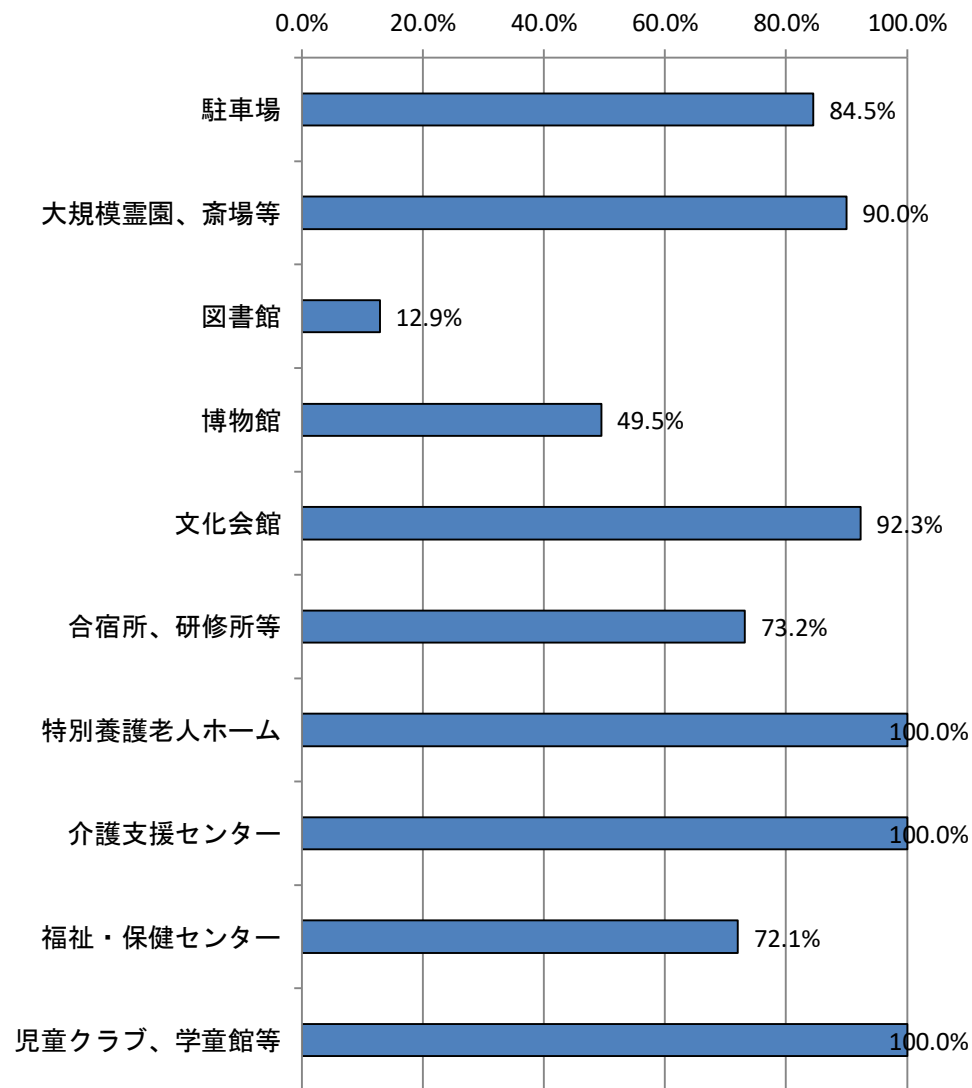
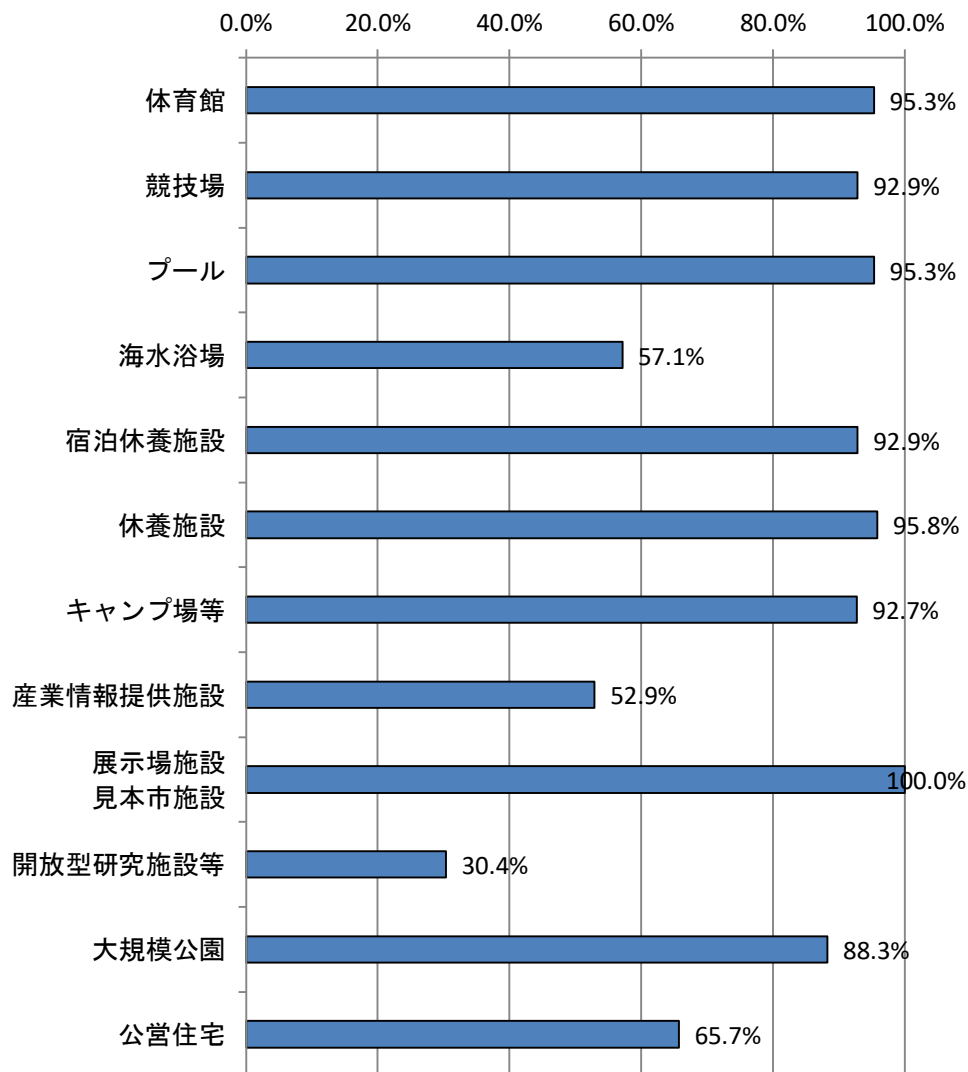
詳細は、総務省ホームページ参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/000804851.pdf

指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

令和5年5月17日公表「地方行政サービス改革の取組状況等調査結果」より

都道府県

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

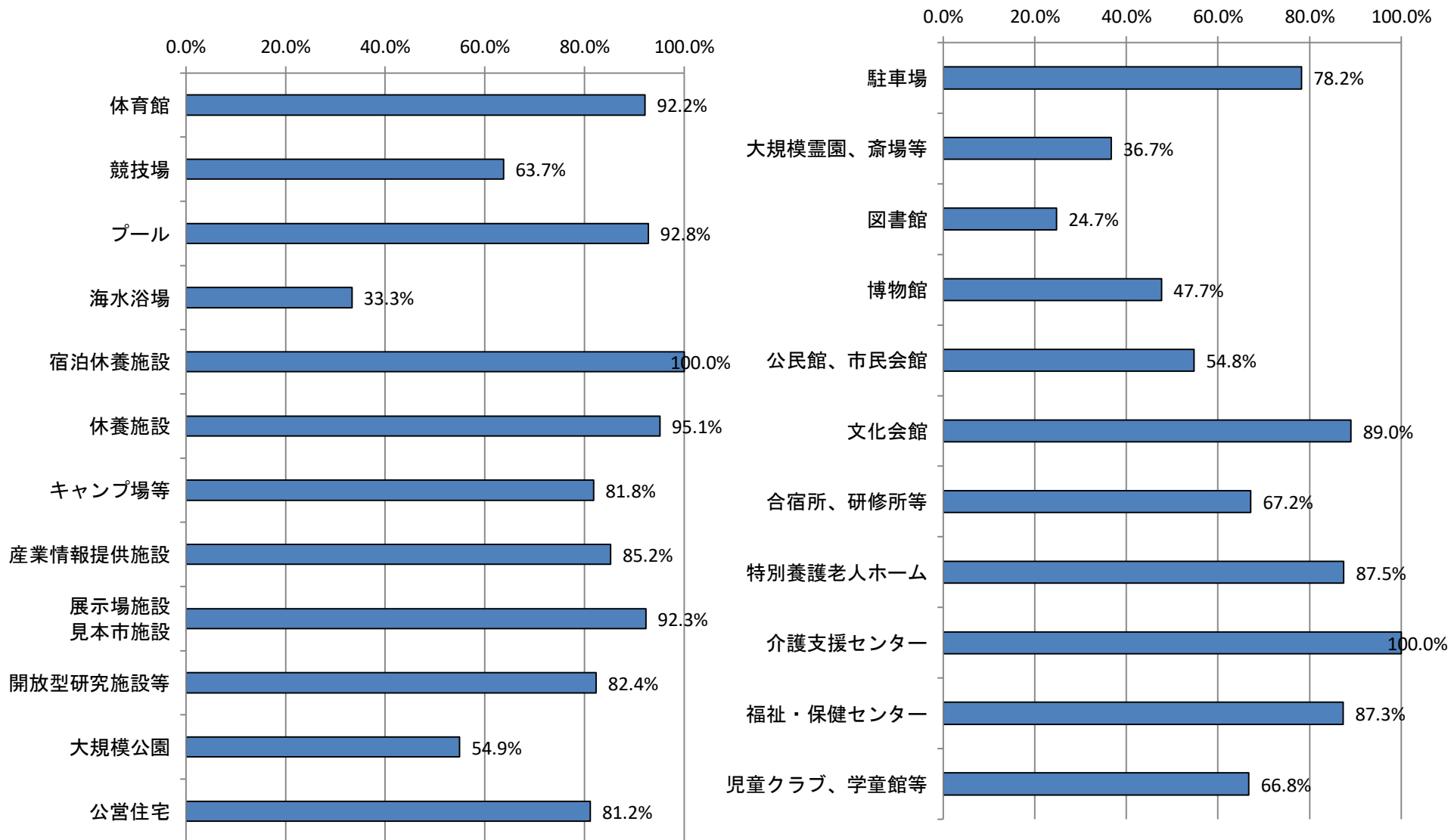


指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

令和5年5月17日公表「地方行政サービス改革の取組状況等調査結果」より

指定都市

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

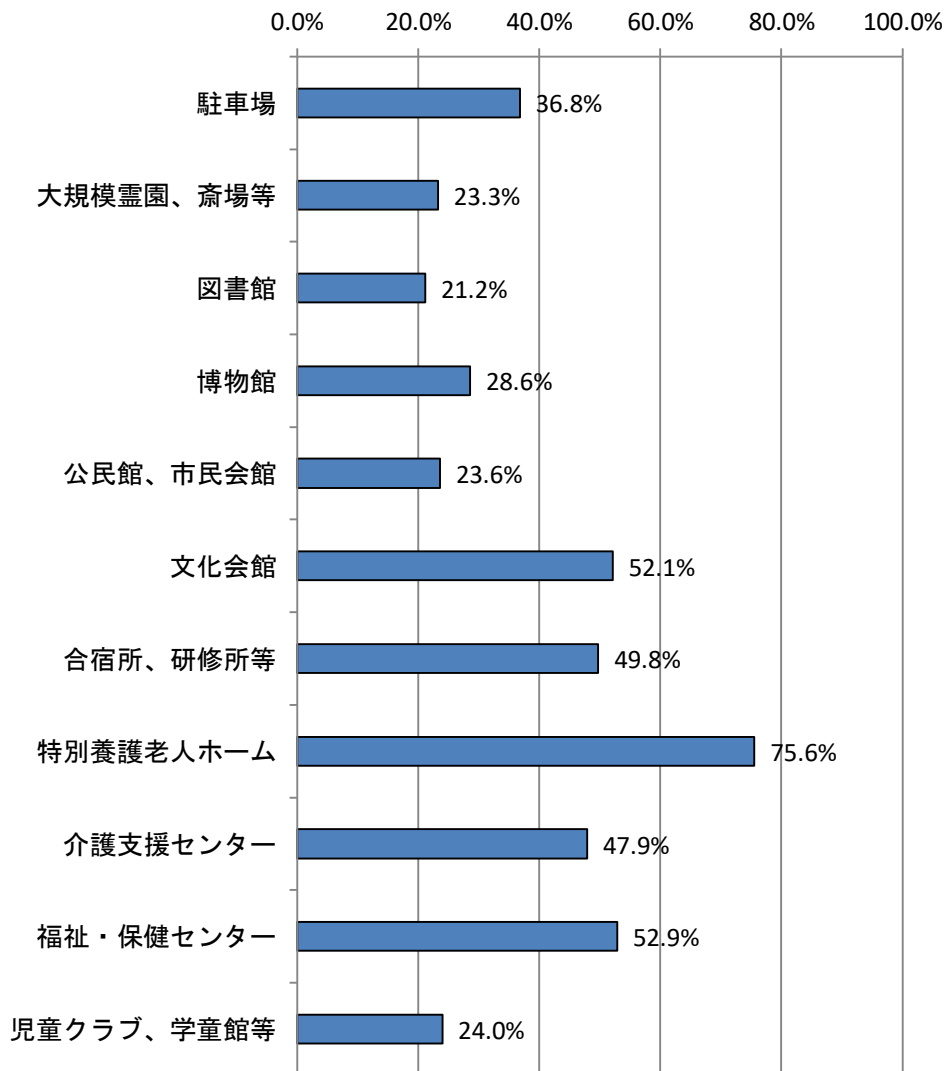
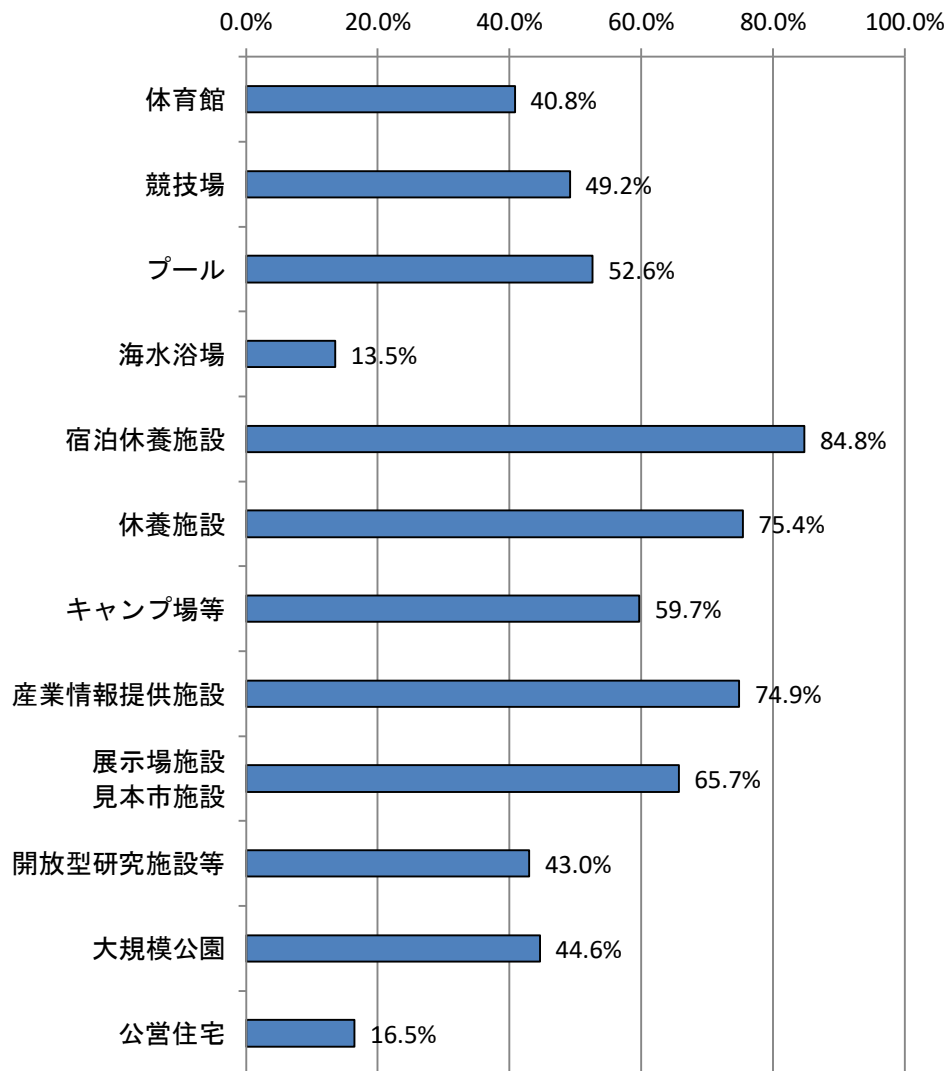


指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

令和5年5月17日公表「地方行政サービス改革の取組状況等調査結果」より

市区町村

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

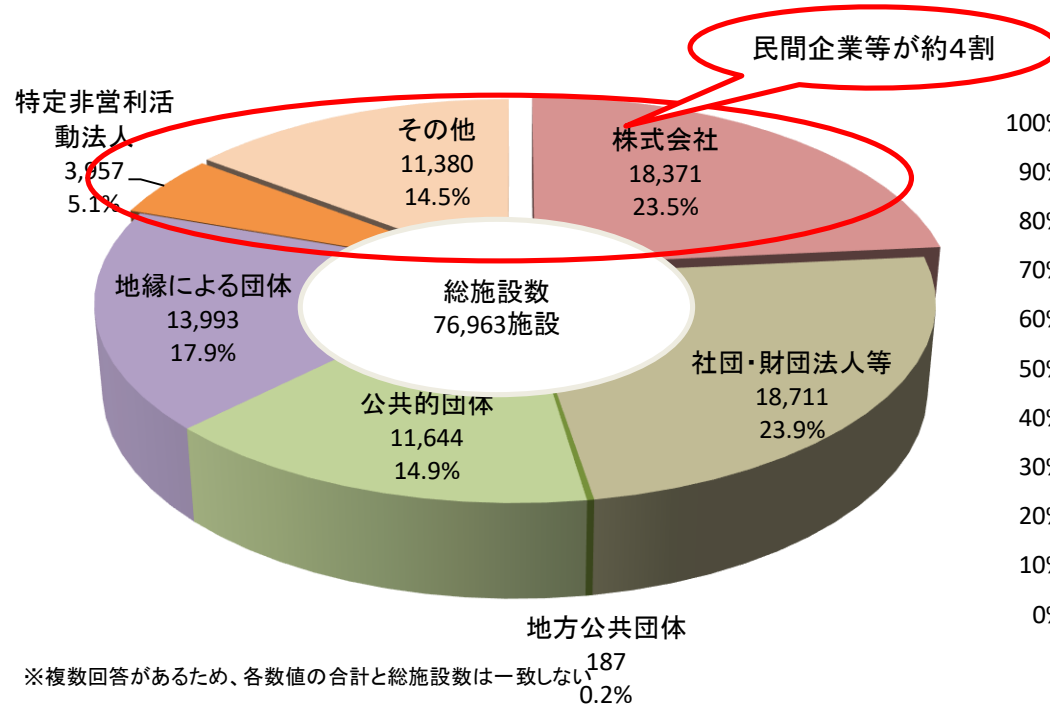


公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（R3.4.1現在）

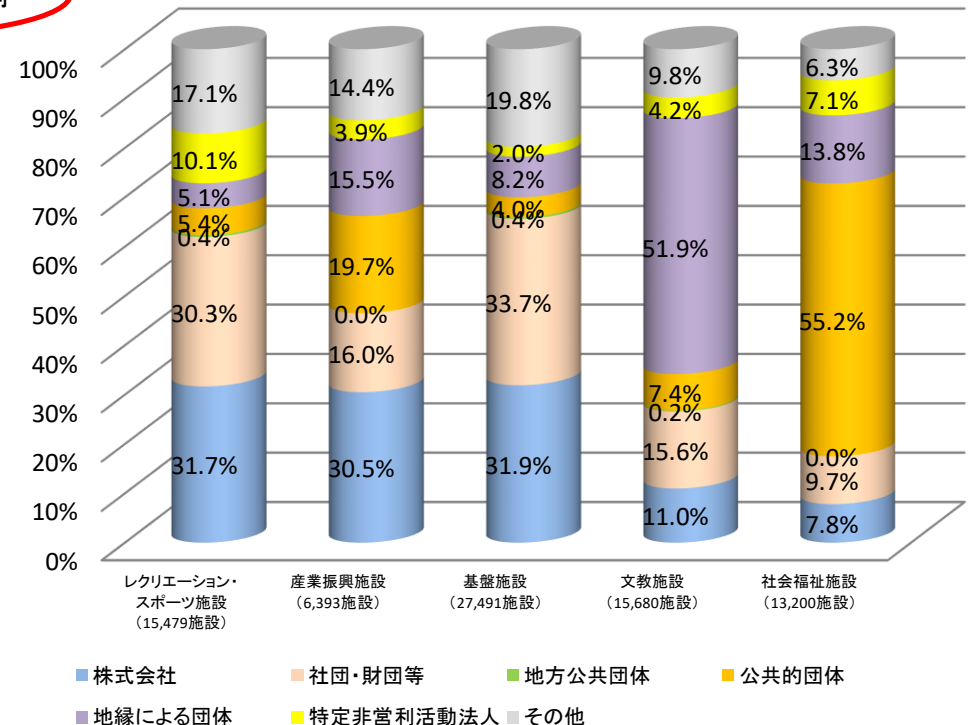
1. 指定管理者の状況

○ 約4割の施設で、指定管理者に民間企業等（株式会社、特定非営利活動法人、学校法人等）を指定（前回調査（H30.4.1現在）より、3.1ポイント増）。

業種別の指定管理者の状況



施設別の指定管理者の状況



※その他：学校法人、医療法人、共同企業体 等

2. 指定期間の状況と変化

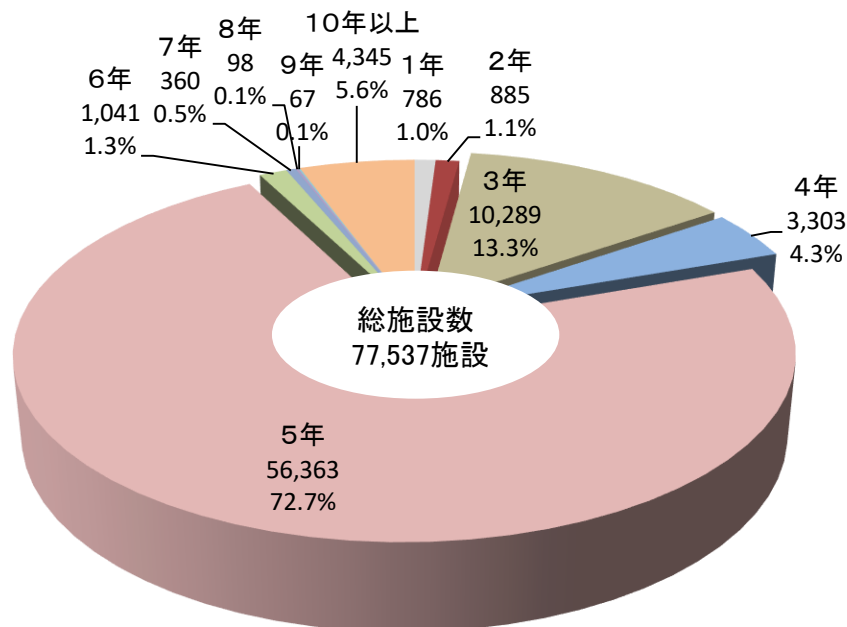
- 指定期間が5年の施設が半数を超え、10年以上の施設もみられる。

	(前回)	(今回)
指定期間3年	15.0%	→ 13.3%
指定期間5年	71.5%	→ 72.7%

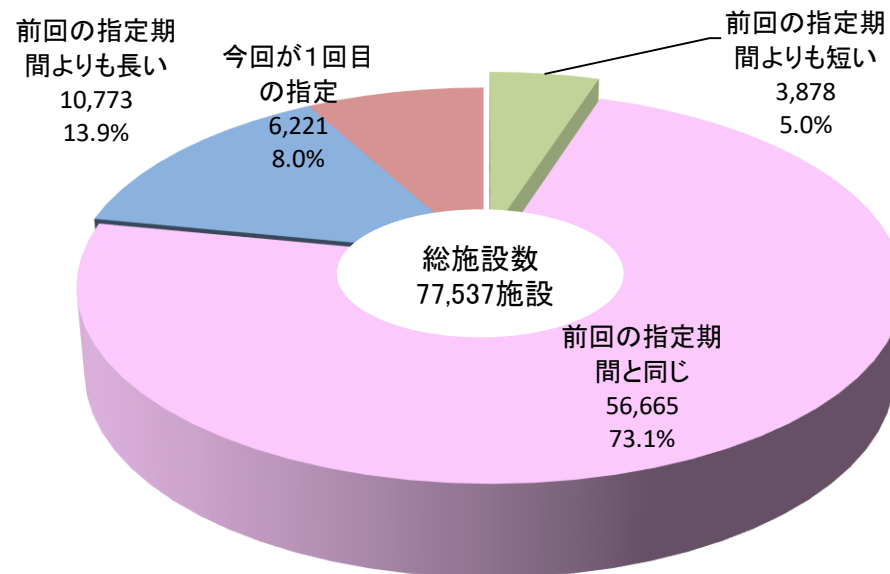
- 前回よりも指定期間を長くした施設は、約1割。

➡ 指定期間の長期化の傾向がみられる。

指定期間の状況

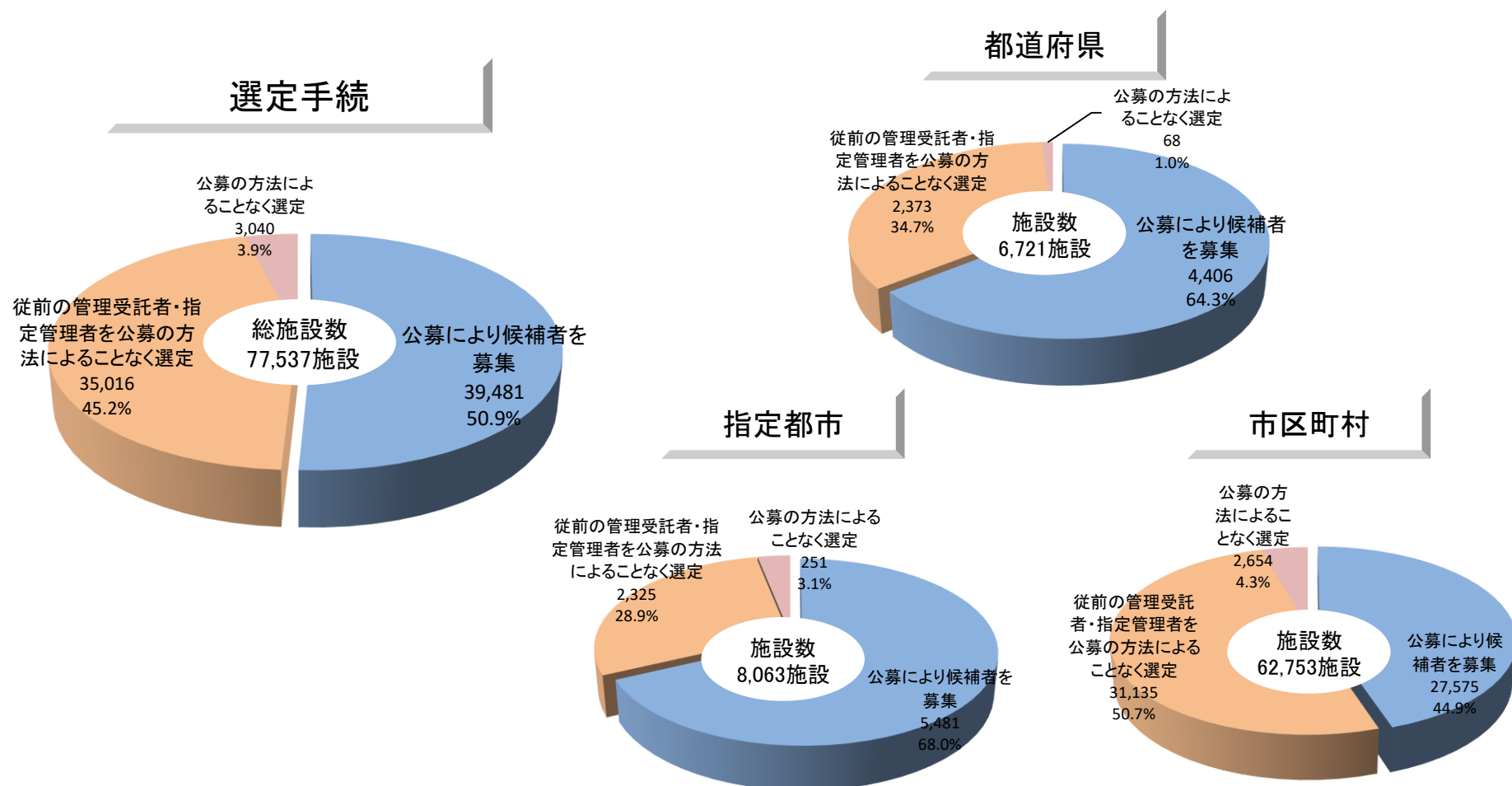


指定期間の変化



3. 選定手続 (1) 公募・非公募の状況

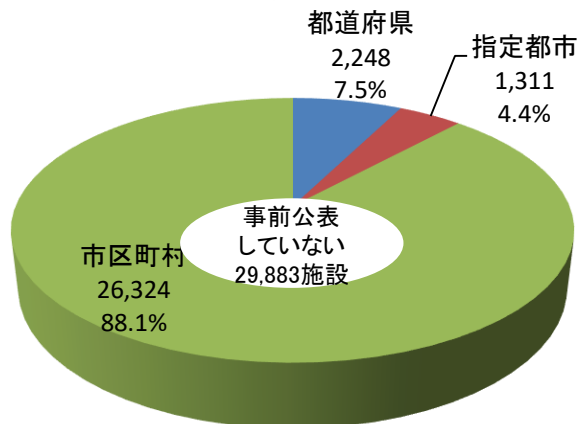
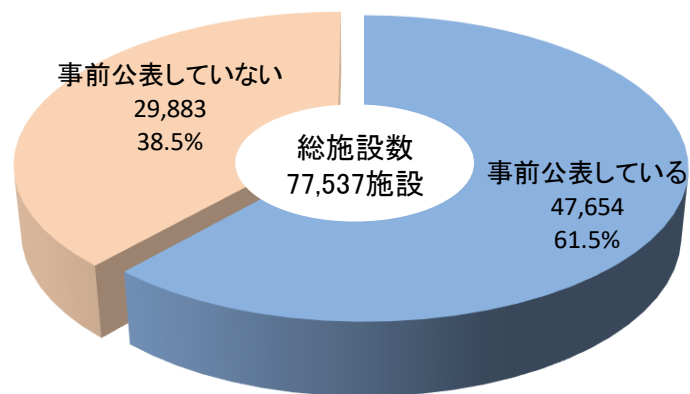
- 公募で選定している施設が約5割。
- 都道府県では約6割、指定都市では約7割、市区町村では約4割。
→ 大規模な自治体において公募で選定している割合が高い。自治体の規模により差が見られる。



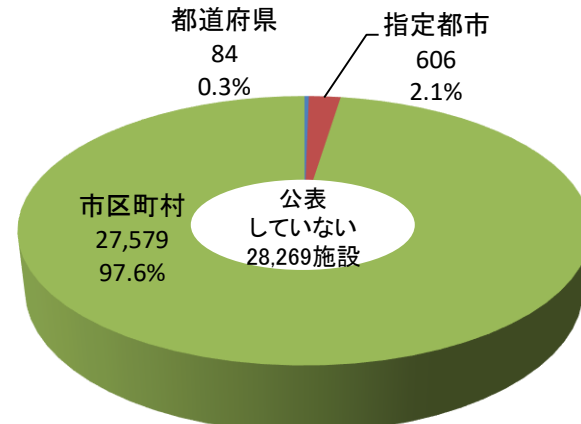
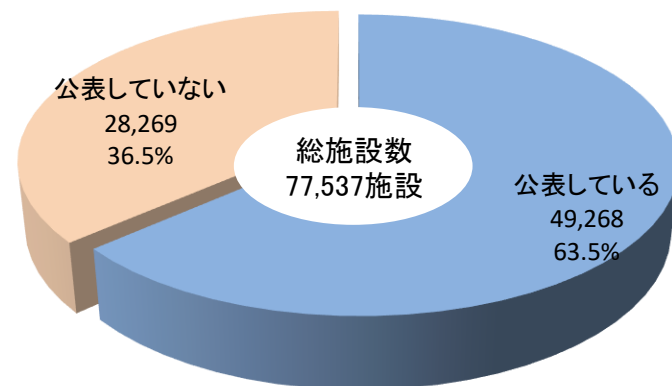
3. 選定手続 (2)選定手続及び選定理由の公表状況

- 約6割の施設で、施設ごとの具体的な選定手続を事前に公表。
- 約6割の施設で、指定管理者の選定理由を公表。
→ 大規模な自治体において公表している割合が高い。市町村による取組が遅れている状況。

選定手続の事前公表状況



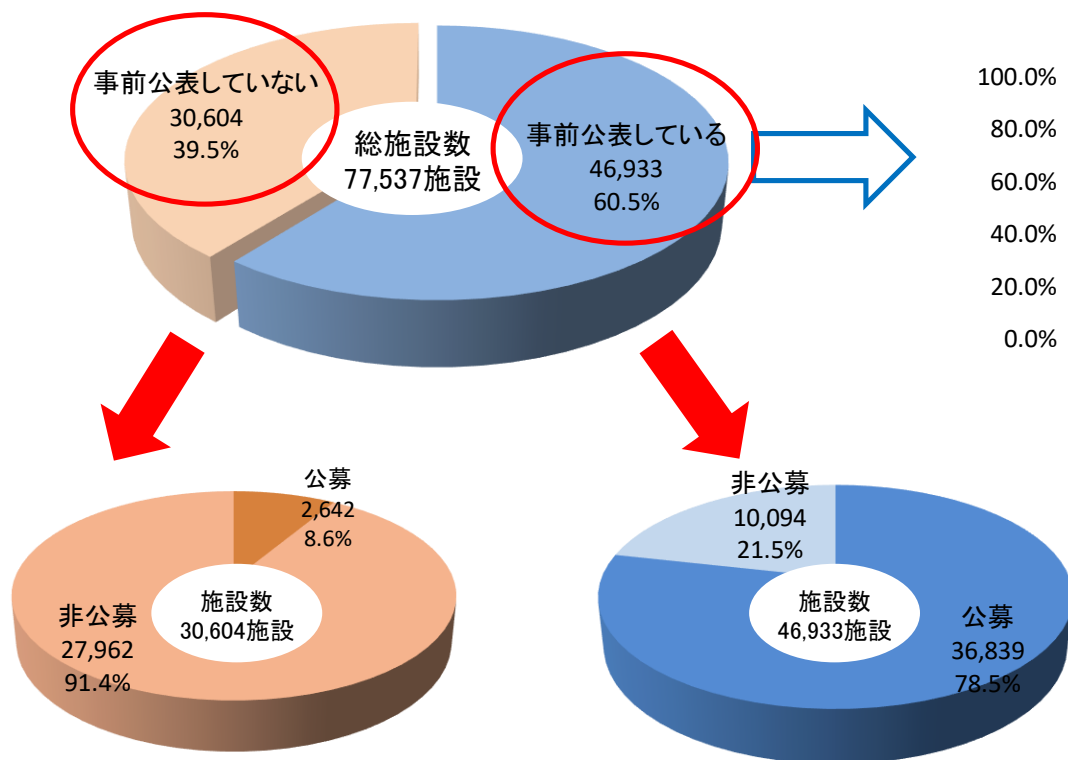
指定管理者の選定理由の公表状況



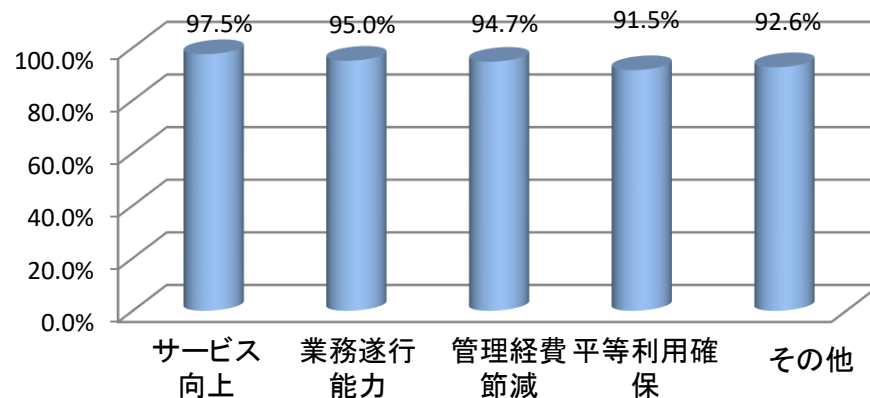
3. 選定手続 (3)選定基準の公表状況

- 約6割の施設で、施設ごとの具体的な選定基準を事前に公表。
- 選定基準は、「サービス向上」が最多、次いで「団体の業務遂行能力」「管理経費の節減」。

選定基準の事前公表状況



選定基準の内容



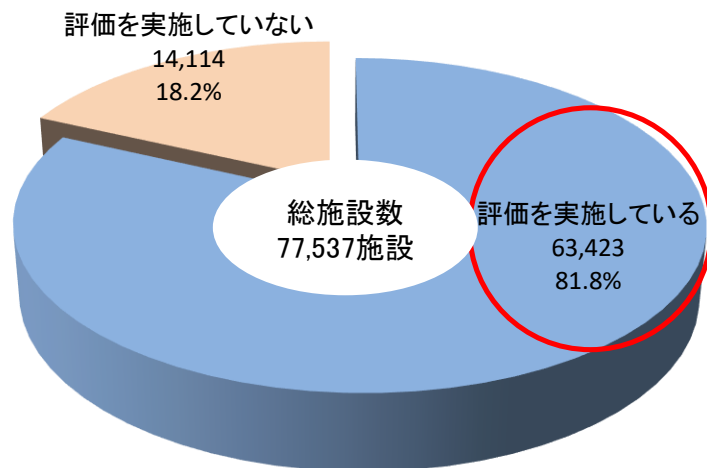
【その他の内容】

- ・危機管理に関すること
- ・情報公開・個人情報保護に関すること
- ・自主事業に関すること
- ・地域貢献に関すること
- ・環境保全に関すること
- ・事業所所在地に関すること
- ・労働福祉に関すること
- ・管轄自治体内の居住者の雇用に関すること
- ・継続雇用に関すること

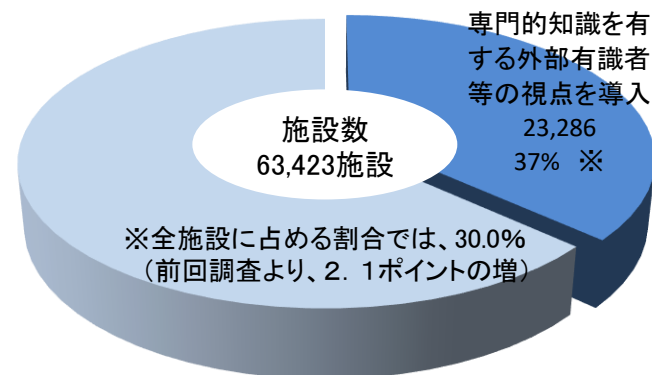
4. 評価の実施状況

- 約8割の施設で指定管理者の評価を実施(前回調査より、1.1ポイントの増)。
- 評価を実施している施設のうち、専門知識を有する外部有識者等の視点を導入している施設は、約3割(前回調査より、1.3ポイントの増)。

評価の実施状況



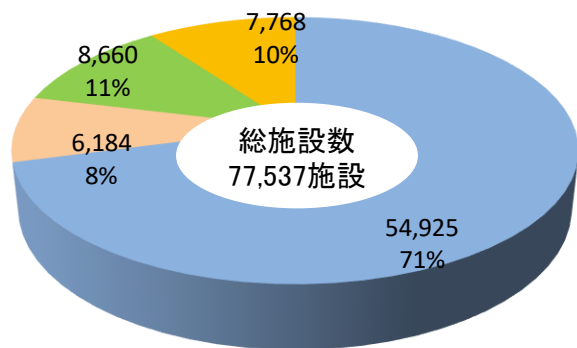
このうち、
外部有識者等の視点を導入している施設



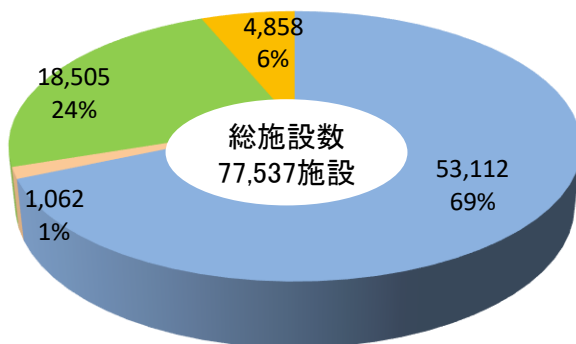
5. リスク分担に関する事項の協定等への記載状況

○ リスク分担に関する各事項について、約9割の施設で選定時や協定等に提示・記載。

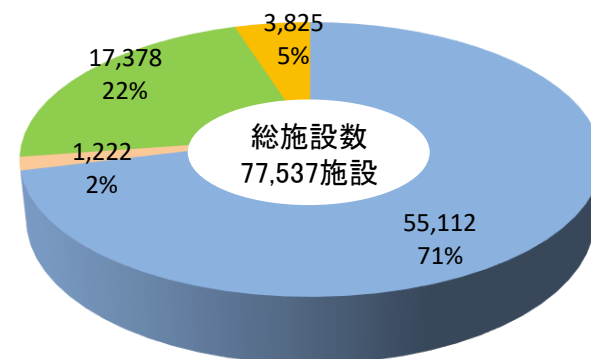
施設の種別に応じた必要な体制



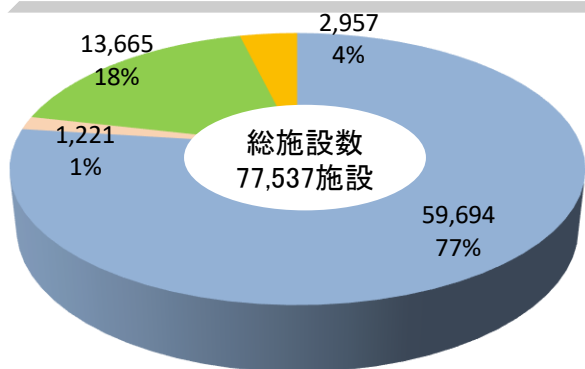
地方公共団体への損害賠償



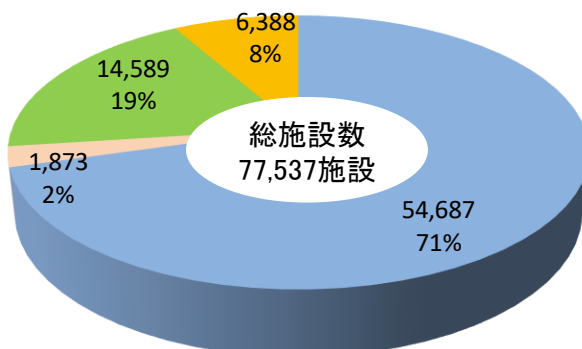
利用者への損害賠償



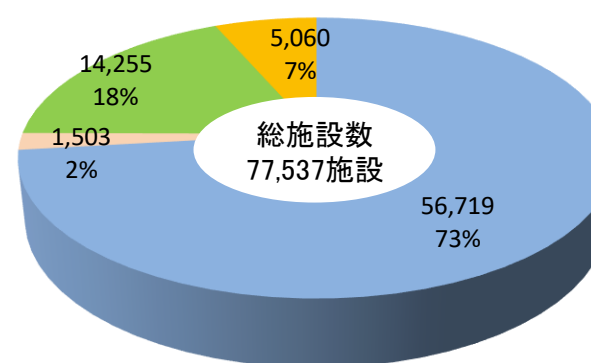
施設の修繕



備品



緊急時の対応

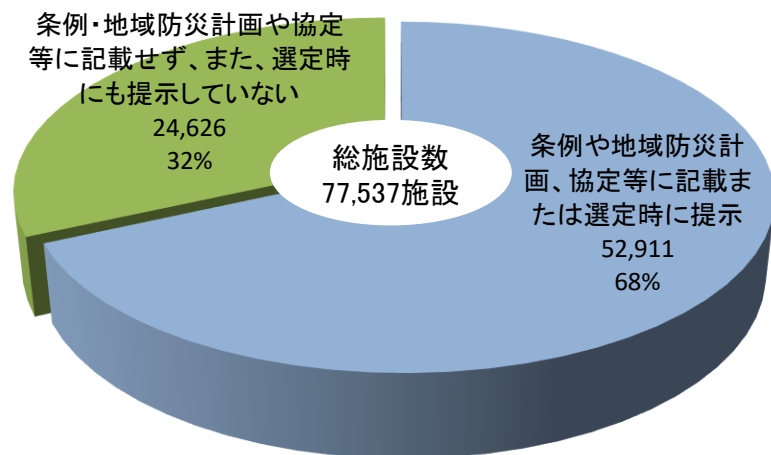


■ 選定時かつ協定等に提示・記載 ■ 選定時のみ提示 ■ 協定等のみ記載 ■ 選定時にも協定等にも提示・記載していない

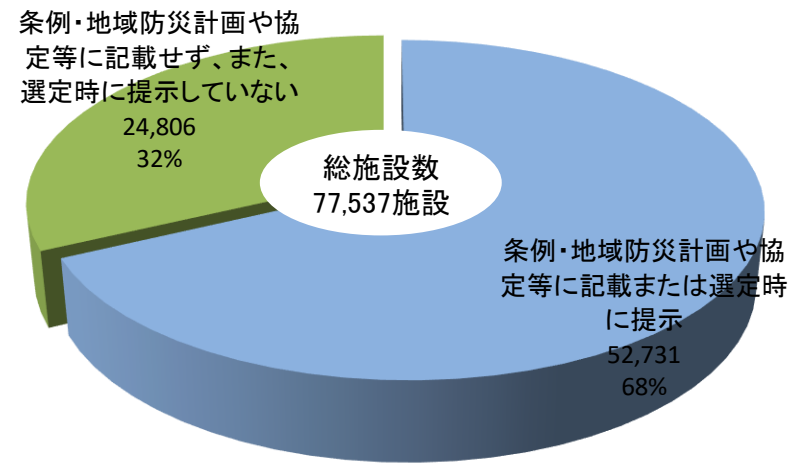
6. 大規模災害当発生時の役割分担・費用負担の協定等への提示・記載状況

- 大規模災害等発生時の役割分担・費用負担について、約半数の施設で条例や地域防災計画、選定時や協定等に提示・記載。
 - H28熊本地震での課題を踏まえ、引き続き、大規模災害等発生時の役割分担・費用負担について、取り決め等が進むようH29に通知を发出

大規模災害発生時の役割分担



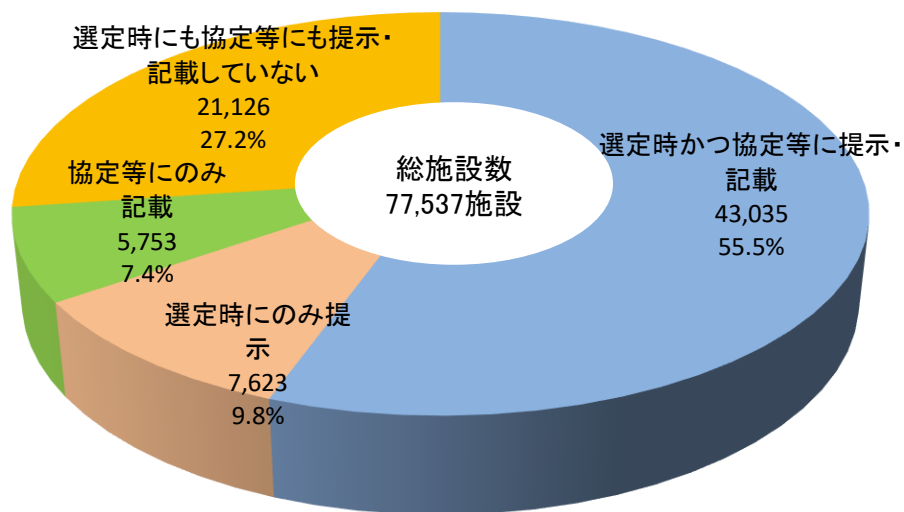
大規模災害発生時の費用負担



7. 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定等への記載状況

- 約7割の施設で、労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮について、選定時や協定等に提示・記載。

労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定等への提示・記載状況



<具体的な雇用・労働条件の主な内容>

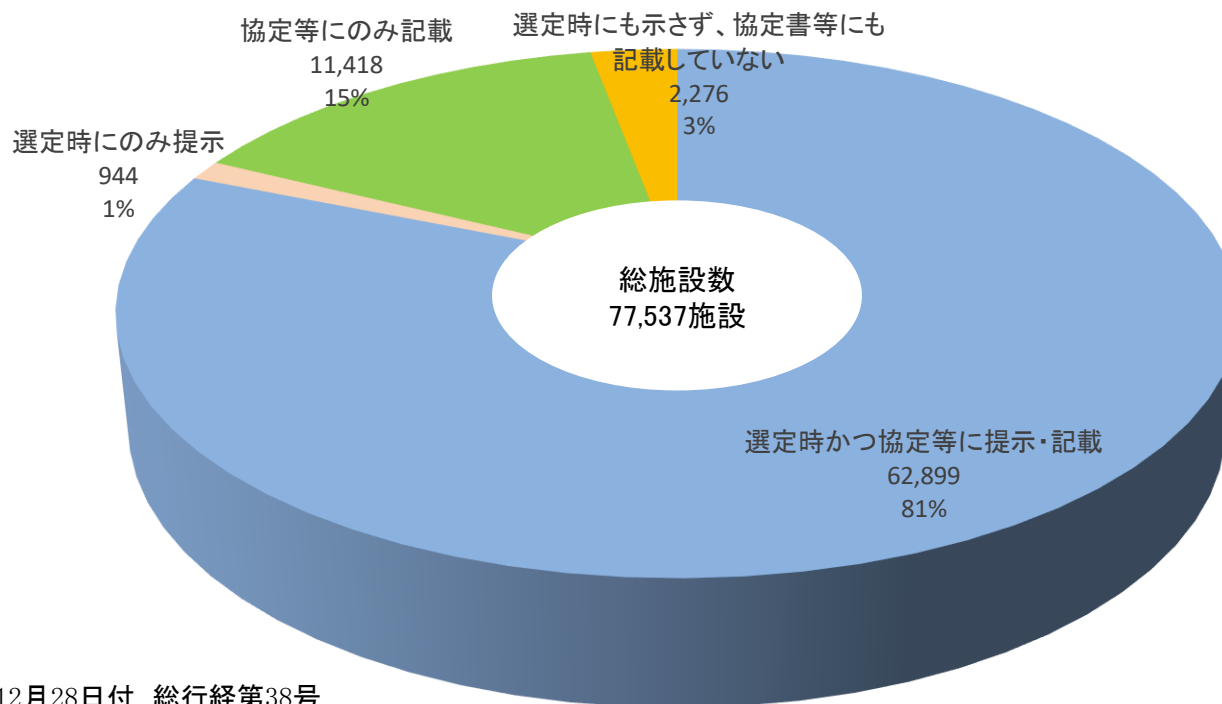
- ・人員配置、勤務体制、労働時間に関すること
- ・管轄自治体内の居住者の雇用に関すること
- ・障害者雇用に関すること
- ・労働条件、労働環境等モニタリングに関すること
- ・継続雇用に関すること

※平成22年12月28日付 総行経第38号

8. 個人情報保護への配慮規定の協定等への記載状況

- 9割以上の施設で個人情報保護への配慮について、選定時や協定等に提示・記載。

個人情報保護への配慮規定の協定等への記載状況



※平成22年12月28日付 総行経第38号

※平成15年7月17日付 自治行政局長通知

★県市が連携した指定管理者制度の導入①

- 隣接する施設の一方が市の管轄、他方が県の管轄となっていた。
- ⇒ 県市が一括して指定管理者を公募し、選定された指定管理者がエリアを一体的に管理をすることで、管理の質の向上及び利用者の利便性の向上を図る。

〈県市一体での指定管理者制度の導入：秋田県・秋田市〉

(人口 約112万人(秋田県)、約32万人(秋田市))

【取組】

- ・道の駅「あきた港」エリアには、県の施設である「セリオン・リスタ」、「イベント広場」、「駐車場」及び「構内道路」、秋田市の施設である「ポートタワー」、「セリオン・プラザ」がある。
- ・平成27年度より、秋田市が選定した指定管理者に、県の施設の管理業務も行わせる一体的な管理開始。



↑ポートタワー(秋田市)



↑セリオン・リスタ(秋田県)



↑セリオン・プラザ(秋田市)



↑道の駅「あきた港」の施設配置状況

【効果】

- ・道の駅「あきた港」の一体的プロモーションに取り組むことが可能となり、知名度が上がった。
- ・年中無休営業や冬期間の開館時間の延長を全施設に拡大することにより、住民の利便性が拡大した。
- ・道の駅「あきた港」全体を活用した大型イベントの開催だけでなく、各館各所での同時多発的なイベントが回遊効果を生み、来場者数が増大。平成28年度の年間来場者数は146万人(昨対比143%)にもなった。

★県市が連携した指定管理者制度の導入②

- 岐阜県と各務原市が共同で、平成30年4月に「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」をリニューアルオープン。県と市、それぞれで設置条例を設け、指定管理の手続を整備。
- 県と市の間で「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会」を設け、連携を確保。

〈県市が連携した指定管理者制度の導入 : 岐阜県・各務原市〉

【取組】

- ・平成30年3月に、岐阜県各務原市に「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」をリニューアルオープン。公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館が指定管理者として運営を行っている。
- ・指定管理者による魅力的な土産物開発やイベントの実施、県市が連携した国内外へのプロモーションを展開。
- ・県や市への企業版ふるさと納税を活用し、企画展や教育体験プログラムを実施



↑ 旧陸軍戦闘機「飛燕」の実機



↑ 海外の博物館との連携



↑ 水ロケット教室の様子



↑ ミュージアムショップの様子

【効果】

- ・リニューアル後、約1年で来館者数50万人を突破。
- ・戦闘機「飛燕」の模型や、宇宙食など多彩なお土産品を取りそろえ、物販売上は開館後10ヶ月で約1億7千万円。
- ・米「スミソニアン航空宇宙博物館」との連携協定や仏「ル・ブルジェ航空宇宙博物館」とのパートナーシップ合意など、トップセールスにより世界に開かれた航空宇宙博物館に。
- ・航空宇宙ロボット教室や水ロケット教室等の教育企画、ル・ブルジェ航空宇宙博物館連携と連携した歴史文化企画、ご当地アニメの上映会などのエンターテインメント企画など、幅広い企画を実現。



★民間ノウハウを活用した効果的・効率的な施設運営①

○ 大阪城公園は、平成27年4月からパークマネジメント事業を導入し、PMO(6社共同体)が公園管理とともに新たな魅力ある施設の整備や既存施設の活用を実施し、観光拠点化を推進する。

〈大阪市の取組事例:大阪城公園パークマネジメント事業〉

【取組】

・民間主体の事業者が大阪城公園全体を総合的かつ戦略的に一体管理するパークマネジメント(PMO)事業を導入

【指定管理者】

大阪城パークマネジメント共同事業体
(代表:大阪城パークマネジメント株式会社他5社)

【指定期間】

平成27年7月1日から平成47年3月31日まで(20年間)

【業務内容】

・施設の管理運営・維持管理
・魅力向上事業
(既存公園施設の改修・改築・新設、イベント実施)

【効果】

・園内交通システム運行、飲食施設等の整備、イベント実施などの魅力向上事業実施による利用者サービスの向上。
・事業収益を公園全体の管理運営に還元し、一体的マネジメントにより維持管理し、独立採算の管理運営を行う。
・平成24年度実績に対し、平成27年度は約2億3500万円の収支改善となった。

【納付金】

・基本納付金:2億2600万円
・変動納付金:事業利益の7%を還元



事業者の提案内容

★指定管理者の募集時の工夫

- 公の施設の指定管理者を公募しても、応募する事業者が減少していたため、県が県内市町と連携して事業者向けの説明会を共同開催。
- ⇒ 指定管理者を募集する施設をまとめて紹介し、自治体の担当者が個別相談に応じるなど事業者が参加しやすい環境を整備することで、応募者の増加につながった。

〈応募者数増加に向けたフェアを開催 : 静岡県〉 (人口 約378万人)

【取組】

- ・指定管理者制度導入施設を企業等に直接PRし、応募者の増加を図ることを目的に、平成27年より県と県内市町が合同で「ふじのくに施設紹介フェア」を開催。
- ・フェアでは自治体担当者による施設プレゼンテーション、個別ブースでの施設PRを行った。
- ・一般社団法人指定管理者協会に周知を依頼。地元の企業のみならず、全国から参加団体があった。

【効果】

- ・平成29年は民間事業者から44団体・72人が参加。
- ・来場者のアンケートの結果、「今後、指定管理者の応募したいか」→「とてもそう思う」「そう思う」に67%の回答があった。



〈応募者数増加に向けたフェアを開催 : 新潟県〉 (人口 約240万人)

【取組】

- ・指定管理者の公募にあたり、より多くの事業者からの参入を促すため、県と新潟市が合同で「指定管理施設紹介フェア」を開催(平成28年度より開催)。
- ・指定替え施設を一堂に紹介する機会を設けることで、指定管理者制度の関心・注目度を高め、新規事業者が参加しやすい環境を整備した。
- ・業界団体や県内企業に向けて、フェア開催を周知した。
- ・新潟市以外の市町村の参加を促し、取組を広めていく。

【効果】

- ・民間事業者35団体・61名が参加(平成28年度)。
- ・施設の現地説明会への参加企業が増加した。
- ・フェア参加企業による応募(施設によっては応募が大幅増)。



指定管理者制度 適切な運用の確保

指定管理者制度の運用について(平成22年12月総行経第38号自治行政局長通知)

- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。

〈宿泊休養施設の指定管理 ／愛媛県松野町〉



【概要】

- ・H24年4月～道の駅「虹の森公園まつの」と「森の国ホテル」を共立メンテナンス(東京都)が指定管理
- ・当初、指定管理料は1～2年目約2,500～4,400万円、3年目以降は協議の上、無料にする契約。
- ・しかし、改善が進まず、両施設を併せてH26年度は5,020万円の赤字、H27年度は3,917万円の赤字の見通し。経営継続の条件としてH28年度までの指定管理料として約3,700万円を求めたが合意に至らず、同年3月末で撤退。
- ・同社説明では、経費節減やサービス向上に努め、赤字幅は減少したが「観光業は低価格競争やニーズの多様化が急速に進んでおり、対応が難しかった」
- ・町農林公社に両施設の管理運営を委託後、町出資の第三セクターが指定管理を行っていたが、2019年に民間譲渡された。

〈児童保育センターの指定管理／北海道帯広市〉

【概要】

- ・H17年4月～4カ所の児童保育センター(学童保育)を民間の託児所((有)こぼと託児所)が指定管理
- ・正職員9人を含む20数人の給料約180万円の遅配、複数の業者への物品購入代金未払いなどが発覚。また、事業主と職員の不和が保護者の懸念を呼んだ。
- ・市の調査に事業者は概ね事実を認め、指定管理者辞退の文書を提出、市は、指定後わずか9ヶ月で指定を取消し、当面は市直営で運営せざるを得なくなった。

指定管理者制度に関する通知

(1) 平成15年度通知について

- 制度導入に伴い、平成15年7月17日付で「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(自治行政局長通知)を發出し、制度の適正な運用にあたって留意すべき事項を助言

【主なポイント】

- ・指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

(2) 平成19年通知について

- 平成19年1月31日付で「指定管理者制度の運用について」(自治行政局長通知)を發出

【主なポイント】

- ・指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続が求められることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めること。

(3) 平成22年度通知について

- 平成22年12月28日付で「指定管理者制度の運用について」(自治行政局長通知)を發出し、制度の運用にあたって留意すべき事項を助言。

【主なポイント】

- ・公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なること
- ・指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること

(4) 平成27年度大臣通知について

- 平成22年度通知の内容を十分に踏まえて対応されたいこと等を助言。

(5) 平成29年「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について」(通知) 發出(平成29年4月)

- 災害発生時における役割分担について事前に協議しておくことが望ましいことを助言。

(6) 令和2年「新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点について」(通知)(令和2年3月)、

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた指定管理者の指定の手続に係る留意点について」(通知) 發出(令和2年6月)

- 感染拡大防止に向けた対応等により生じた施設における減収等といったリスク分担について、協定書等に従い、適切に協議することを助言。

(7) 「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」(通知) 發出(令和4年10月)

- 原材料価格、エネルギーコストの上昇等といったリスク分担について、協定書等に従い、適切に協議することを助言。

(8) 「資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について」(通知) 發出(令和5年11月)

- 地方公共団体等による物品調達やサービスについて、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進めること、「重要支援地方交付金」を活用して適切に対応することを助言。

(9) 「指定管理者制度等の運用の留意事項について」(令和6年4月)

- 課題(コスト等の上昇等)への対応の事例や過去に發出した助言通知を改めて整理し情報提供。

地方自治体における指定管理者制度に係る課題への対応

指定管理者の指定（応募団体の少なさ・一者のみの応募）

- ・多くの事業者を検討を促すため説明会を開催している。
- ・応募できる事業者の資格要件を見直した。
- ・周知期間を長く設定したり、HPや広報誌への掲載を行う他、全国的な指定管理に関するサイト等を通じて情報発信に努めている。
- ・民間ノウハウをより活かせる性能発注方式の導入や、物価高騰の影響を指定管理料へ適切に反映すること等により、事業者が新規参入しやすい環境の整備を整えている。
- ・指定管理料の引き上げを実施した。
- ・施設の特性に応じて指定期間を柔軟に設定できるよう、指定期間の取扱いを変更した。

指定管理料（適正な指定管理料の設定・コスト等の上昇への対応）

- ・施設の状況に応じ協定改定（※P.2参照）や、人件費のスライド制度の導入（※P.3～4参照）を行い、指定管理料を変更している。
- ・国の統計資料等を参考に、業種毎に人件費の伸び率の考え方を導入し、指定管理料を積算している。

指定管理者に対する労働法令遵守のあり方

- ・募集要項に労働法令遵守を要件として明記している。
- ・協定書に労働法令遵守について記載している。
- ・指定管理者を選定する会議の委員に労働法令の専門家を加えている。
- ・社会保険労務士による労働条件審査を導入しており、関係法令が遵守されていることを確認している。
- ・毎年度実施する施設モニタリングに使用する労働条件チェックリストのひな形について、社会保険労務士を活用し、最新法令を反映するよう取り組んでいる。
- ・労働条件に関する施設所管職員向けの研修を実施している。

(事例1) 実施協定書を毎年度締結し、指定管理料を変更している事例

○指定の議決後に締結する基本協定書とは別に、実施協定書を毎年度締結。ガイドラインにおいて、最新の労務単価を使用することを明記。

○ 指定管理料の積算に係る留意事項

指定管理料については、事業者の提案した金額を基に、毎年度、施設所管課と指定管理者が協議を行うこととしているが、施設運営に関する社会情勢の変化を十分に踏まえ、施設の安全性やサービス水準の維持のために、適切に予算を確保することが重要である。

積算にあたっては、施設の設置目的、特殊性、専門性を考慮するとともに、指定管理者に求める能力、提供されるサービス等を前提にして適切に行う必要がある。

特に、人件費については、指定管理者の継続的な人材確保などを通じて施設運営の安定を図るため、賃金水準の変動等を踏まえ適正に積算し、指定管理料に反映する必要がある。

そのため、施設所管課は、次の点に留意し、適切な指定管理料の積算及び確保等に取り組むこと。なお、予算の確保については、必要に応じて財政局（財政調整課）と事前に協議しておくこと。

(1) 人件費の積算

- 人件費算定に用いる労務単価は最新ものを使用し、賃金水準の変動等を踏まえ適正に積算し、指定管理料に反映すること。
- 指定管理者に対しては、事前協議の中で、人件費の変動の趣旨やその充当方法を十分に説明したうえで、モニタリング等を通して適切に充当がなされているか確認を行うこと。

(2) その他留意事項

- 物件費については、備品購入費や施設等の修繕費などリスク軽減に係る費用など、施設の安全確保やサービス水準の維持に必要な経費を適切に積算し、指定管理料に反映すること。また、過去の実績や関係事業者からの見積等を参考に積算すること。
- 事故の発生や施設の機能不全といったリスクを未然に防ぐという観点を踏まえ、業務の優先順位について指定管理者と十分に協議すること。

引用元： 指定管理者の指定の手続に関するガイドライン Ver.3（福岡市HP）
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/48171/1/shiteikannri.pdf?20230926135509>

(事例 2 - 1) 「指定管理者制度における賃金スライド制度」

○指定期間 2 年目以降の指定管理料について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて年度ごとの見直し額を算出し、翌年度の指定管理料に反映

(5) 賃金水準の変動率

賃金水準の変動率は、雇用形態ごとにそれぞれ次の変動率を用います。

ア 正規雇用職員等

横浜市人事委員会が公表する民間給与実態調査における「民間の給与（月例給）」×（「12 か月分」＋「特例給の支給割合」）を前年度の同式と比較して算出した変動率

※ 小数点第三位で四捨五入

【X + 1 年度の指定管理料の場合】

変動率(%)

$$= \frac{\{X \text{ 年度の月例給} \times (12 + X \text{ 年度の特例給割合})\} - \{(X - 1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X - 1) \text{ 年度の特例給割合})\}}{(X - 1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X - 1) \text{ 年度の特例給割合})} \times 100$$

イ 臨時雇用職員等

神奈川労働局が公表する神奈川県最低賃金の額を前年度と比較して算出した変動率

※ 小数点第三位で四捨五入

【X + 1 年度の指定管理料の場合】

変動率(%)

$$= \frac{X \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額} - (X - 1) \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額}}{(X - 1) \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額}} \times 100$$

引用元：指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（横浜市HP）

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/shiteikanrishaseido.files/0065_20240401.pdf

※「公共工事の円滑な施行確保について」（令和 5 年 11 月 30 日総行第 512 号・国不入企第 24 号通知）において助言をしている「いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第 2 6 条）」と同様に、指定管理者制度においても運用している事例。

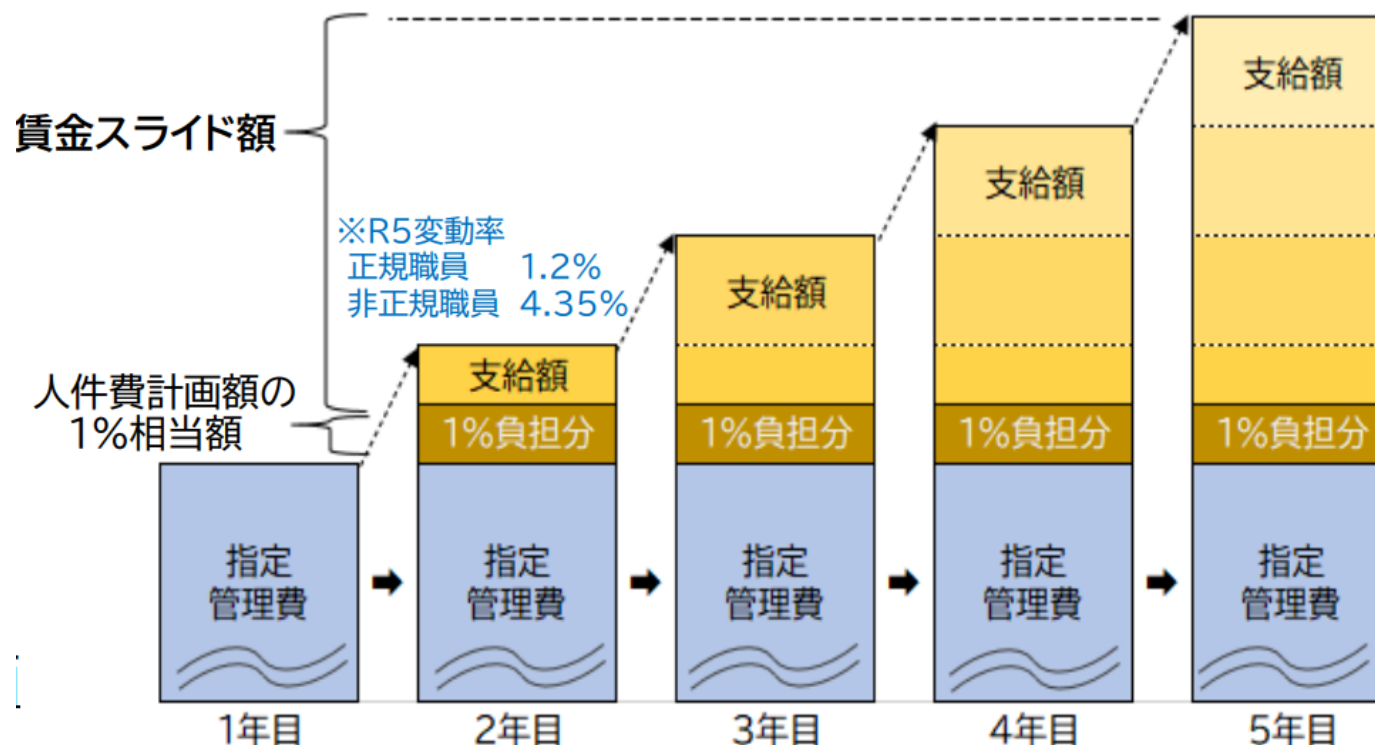
(事例2-2)「指定管理者制度における賃金スライド制度」

○社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理費用を変更する仕組み

※賃金水準の変動をはかる指標

- ・正規職員分:札幌市人事委員会が毎年度実施する「民間給与実態調査における月例給」
- ・非正規職員分:最低賃金(北海道)

※物価変動については基本的に指定管理者のリスクとして整理しているため、人件費計画額の1%相当額までは指定管理者が負担



引用元: 第1回 札幌市働きやすいまち推進協議会 資料1 (札幌市HP)
https://www.city.sapporo.jp/keizai/koyo/koyo/documents/02_siryu.pdf

※「公共工事の円滑な施行確保について」(令和5年11月30日総行第512号・国不入企第24号通知)において助言をしている「いわゆるスライド条項(公共工事標準請負契約約款第26条)」と同様に、指定管理者制度においても運用している事例。